

児童発達支援・放課後等デイサービスでいじーさつきが丘

虐待防止に関する指針

1. 本指針の目的

この指針は、障害者虐待防止法を踏まえ、LeaLea 合同会社が運営する「児童発達支援・放課後等デイサービスでいじーさつきが丘」（以下、当事業所という）において虐待を未然に防止するための体制および虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

2. 虐待の定義

虐待とは、当事業所の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること。
(身体的虐待)
- (2) 児童にわいせつな行為をすることまたは児童にわいせつな行為をさせること。
(性的虐待)
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置、職員としての監護を著しく怠ること。
(放棄・放置・ネグレクト)
- (4) 児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
(心理的虐待)
- (5) 児童の財産や金銭を不当に処分したり不当に利益を得たりすること。
(経済的虐待)

3. 虐待防止に関する責任者および虐待等防止委員会

- (1) 虐待に関して責任主体を明確にするため虐待防止に関する責任者を置く。
- (2) 虐待防止対応責任者は管理者とする。
- (3) 当事業所全体で虐待防止の取り組みを推進するため、虐待等防止委員会を設置する。また、虐待防止委員会は身体拘束等の適正化委員会を兼ねる。

4. 虐待防止相談窓口

- (1) 児童、その保護者、関係者等（以下、児童等という。）虐待の報告を行いやすくするため相談窓口を設置し、受付担当者を置く。
- (2) 虐待防止のための受付担当者は管理者が兼任する。

5. 虐待報告等の受付

- (1) 虐待防止受付担当者は児童等からの虐待報告を隨時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には他の全ての職員が虐待報告を受け付けることが出来る。その場合、速やかに虐待防止受付担当者へ状況を報告すること。
- (2) 虐待防止受付担当者および責任者は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付・経過記録書」を作成する。

6. 虐待への対応

- (1) 虐待防止対応責任者は、虐待の報告を受けたときは、千葉市健康福祉部障害福祉課または千葉市障害者相談支援センターに虐待の通報を行う。
- (2) 虐待防止対応責任者は、虐待の内容および原因を調査し必要な改善策を検討する。
- (3) 虐待防止対応責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

7. 虐待を受けた児童や家族への対応

- (1) 虐待の報告を受けた虐待防止対応責任者は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。
- (2) 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、児童が安心出来る環境づくりを行う。
- (3) 虐待防止対応責任者は、虐待を受けた児童やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し謝罪を行い信頼の回復に努める。

8. 改善に向けた措置

- (1) 虐待防止対応責任者は適宜虐待防止委員会を開き、虐待の再発防止策を検討する。
必要に応じて児童とも協議の場を設ける。
- (2) 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯および改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

9. 虐待防止のための措置

- (1) 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため定期的に虐待防止委員会および職員研修を実施する。
- (2) 虐待防止対応責任者は、虐待対応の仕組みや取り組み、通報先、当指針について事業所内の掲示物等やホームページ上に掲載し周知する。

以上

(2025年1月14日作成)